

柏崎市の「配水施設等布設行為」のご案内

1 配水施設等布設行為について

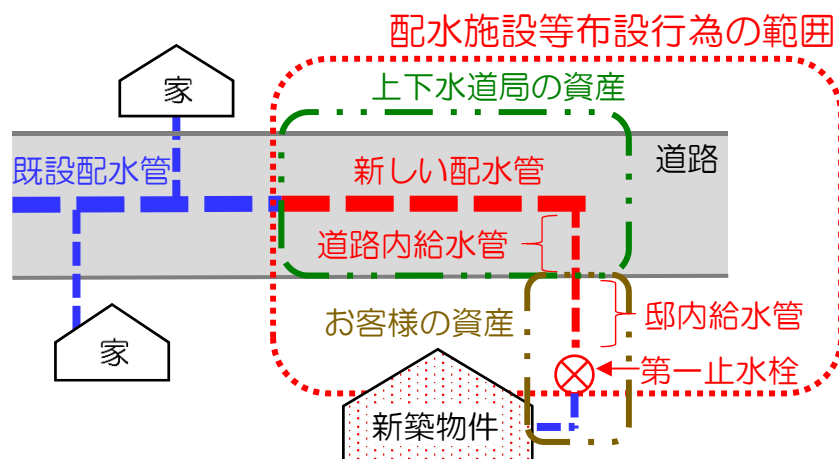
新築や宅地造成などにより水道が必要な場合は、配水管や給水施設といった水道施設を布設するための工事が必要となります。

この工事は、水道を必要とする方（工事申込者）が選定した水道業者（施工業者）が行えますが、柏崎市上下水道局と事前協議を行い、承認を得たのちに着手できます。

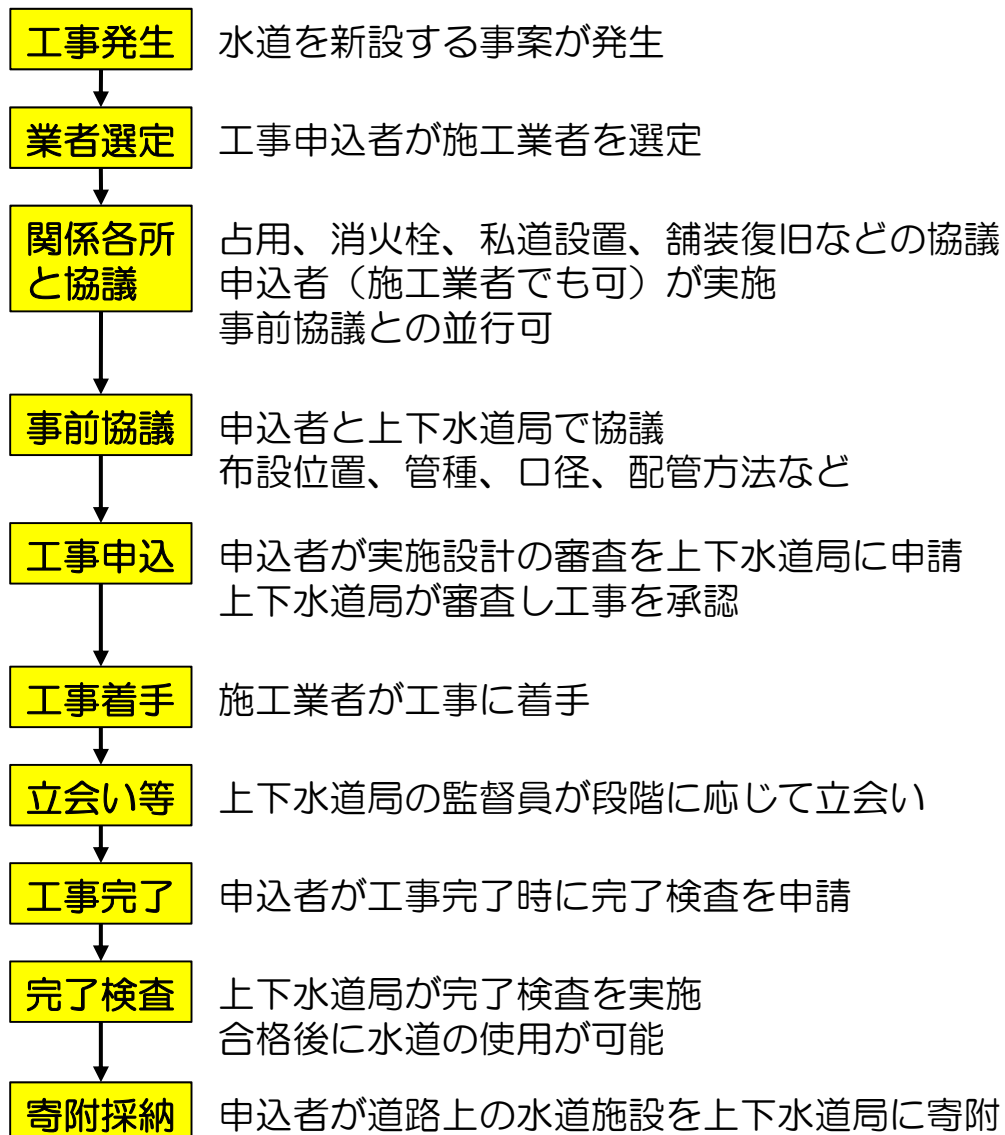
工事費は、工事申込者の全額負担です。

道路内の水道施設は、工事完了後に上下水道局に寄附していただき、以後の維持管理は上下水道局が行います。

この新たに水道施設を布設する行為を柏崎市では「配水施設等布設行為」と呼びます。



2 配水施設等布設行為の流れ



3 よくある質問

Q1 工事費はどうなる？

A1 全額工事申込者の負担となります。
例えば、試掘などの事前調査費用や、掘削後に連絡工事が不可であることが判明した際の復旧、やり直しの費用なども工事申込者負担となります。

Q2 水道業者（施工業者）はどう選ぶ？

A2 水道本支管布設資格者として市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者から選びます。
工事の申込みに当たり、必要な全ての協議は、水道業者に委任することが可能です。

Q3 工事中のクレームや二次災害の補償は？

A3 工事に起因するものは、工事申込者又は水道業者に対応していただきます。

Q4 工事完了後、道路内の水道施設を上下水道局に寄附する理由は？

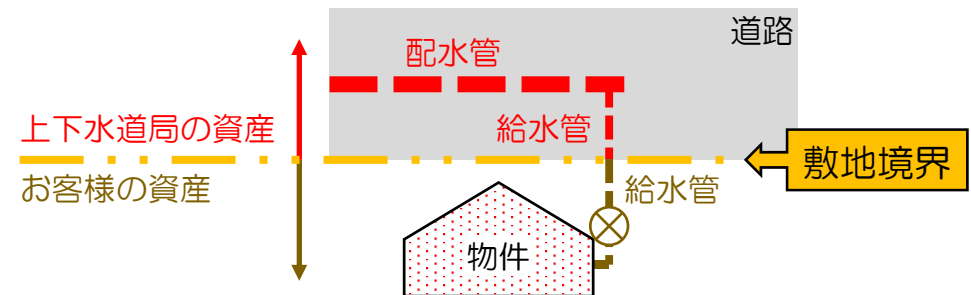
A4 漏水や老朽化対応など永続的な維持管理には、上下水道局の資産とした方がよいからです。

お客様の資産のままでは、道路内で漏水が起きた場合、補修費用はお客様の全額負担、水道業者の選定もお客様自身となるため、漏水対応が速やかに行われない可能性があります。また、老朽化で入替工事が必要となった場合もお客様の負担となります。

それらの事態を防ぐため、この制度の利用は、寄附が条件となっています。

Q5 水道施設の資産区分はどうなる？

A5 下図のように敷地境界で区分します。
なお、道路を新しく切って、複数区画を造成する場合も、その道路（位置指定道路等）を境界として区分します。



Q6 制度について詳しく知りたい。

A6 『**開発行為等に伴う配水施設及び給水施設布設に関する要綱**』をご確認ください。
または、下記「問い合わせ先」にお尋ねください。

Q7 配水池などが必要な大規模な行為を行いたい。

A7 別途お尋ねください。

問い合わせ先
柏崎市上下水道局 建設課
新潟県柏崎市鏡町1番11号
TEL 0257-21-2260